

感染発生施設等検査について

1 目的

重症化リスクの高い者が多い高齢者施設等で陽性者が発生した場合に、濃厚接触者等、陽性者と接触があり、施設等において追加検査が必要と考える者に対し、抗原検査キットによる検査を行い、感染の広がりを最小限に止めることを目的とします。

なお、出勤前に体調が悪いことを自覚した職員は出勤せず、医療機関へ受診することを徹底するとともに、当検査の実施にあたっては、配置医師又は連携医療機関等との連携を前提とし、陽性者が発生した際の受診及びコロナの確定診断・報告が可能な体制を予め構築ください。

2 対象施設

入所機能を有する施設等を対象とします（下記一覧）

区分		対象施設及び事業所
高齢福祉関係	施設	特別養護老人ホーム(地域密着型も含む)、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、生活支援ハウス
	通所・訪問事業所	宿泊サービスを伴う通所介護(地域密着型、認知症対応型も含む)、小規模多機能型居宅介護（看護も含む）
障害福祉関係	施設	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、生活ホーム、福祉ホーム
生活保護関係	施設	救護施設

※医療みなしを除く

3 検査対象者

- ・濃厚接触者等、陽性者と接触があり、施設等において追加検査が必要と考える従事者・利用者となります。ある程度の接触がある方で、ユニット単位等での実施を想定しています。
 - ・ただし、実施にあたっては、下記に記載する医療機関との連携等要件を満たしていることを前提としますので、ご注意ください。特に利用者の利用については医師・看護師等の医療従事者により検査キットの活用が可能な場合に限り、活用を可とします。
- なお、公的医療保険の診療の一環としての検査使用はできません。

4 使用の要件

(1) 検査陽性が出ることを想定した医療機関との連携について

検査キットを使用する前に、陽性が出た場合を想定し、あらかじめ、配置医師又は連携医療機関と連携して、医師による診療・診断を行うことができる体制を構築してください。具体的には、陽性者が発生した場合に、配置医師又は連携医療機関等に速やかに連絡をとり、確定診断を行える医療機関に被検者を紹介することが出来る準備をお願いします。

配置医師又は連携医療機関と連携して医師による診療・診断を行うことができる体制のない施設では検査を実施することができませんので、ご注意ください。

(2) 検体採取方法

① 従事者

検体採取は医療従事者が常駐する施設にあっては医療従事者の管理下で、医療従事者が常駐しない施設にあっては、あらかじめ検査に関する下記の研修を受けた職員の管理下で検査を実施します。

なお、他者の鼻腔検体を採取することは、感染リスクを伴う可能性があることから、医療従事者が不在時の検査は、研修資料を確認し、自己採取を行ってください。

また、検査キットを自宅等に持ち帰って検査キットを使用する場合は、職員に対し必ず下記の研修を受講するよう指示してください。

② 施設利用者

利用者の利用については医師・看護師等の医療従事者により検査キットの活用が可能な場合に限り、活用を可とします。

【新型コロナウイルス感染症に関する研修資料】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



5 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性	・ 従事者の陽性判明者は速やかに医師の診察を受け、帰宅・出勤停止とし、確定診断で陰性が出ない限り、療養を行ってください。 ・ 従事者・利用者ともに、陽性判明時は確定診断を待たず、同時並行で、当該陽性者の「初動対応における接触者」を各施設で自主的に特定し、速やかに帰宅させる、ゾーニングを行うなどの措置を講じてください。 ・ 陽性が出た場合は、速やかに千葉市（担当所管課及び保健所）に陽性報告を行ってください。
陰性	・ 偽陰性の可能性もあることから、体調が悪い職員等がいる場合は帰宅・出勤停止とし、医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じてください。

6 待機期間について

ア 陽性者

- ① 有症状者 発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過するまで
- ② 無症状者 検体採取日から7日間経過するまで

イ 濃厚接触者

陽性者との最終曝露日から7日間経過まで

※ 4日目・5日目に抗原検査キットを用いて陰性だった場合は、5日目から待機期間を解除することが可能です。この場合のキット活用については、別事業があるため、5月9日付け「高齢者施設等の社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機を早期に解除するための抗原定性検査キットの配付期間の延長について（通知）」をご確認ください。

7 報告

お手数ですが、以下の千葉市専用申込 WEB サイトより、抗原キットの使用実績（抗原キットの使用数及び判定結果が陽性だった件数）の報告へのご協力をお願いします。

【申込・検査結果報告用千葉市専用WEBサイト】 <https://www.chiba-testkit.jp>

前週の結果を翌週月曜日（祝日の場合は、原則としてその翌営業日）までに報告

【この検査事業に関するお問合せ先】

【高齢施設等従事者】	介護保険事業課	043-245-5062
【障害施設等従事者】	障害福祉サービス課	043-245-5174
【救護施設従事者】	保護課	043-245-5241